

どくりつぎょうせいほうじんのうちくさんぎょうしんこうきこう しょうがい りゆう さべつ かいしょう
独立行政法人農畜産業振興機構における障害を理由とする差別の解消

すいしん かん たいおうようりょう
の推進に関する対応要領

へいせい ねん がつ にちづけ のうちくきだい ごう
平成28年2月10日付27農畜機第4877号

いちぶかいせい れいわ ねん がつ にちづけ のうちくきだい ごう
一部改正 令和6年1月25日付5農畜機第6780号

もくてき
(目的)

だい じょう このようりょう いか たいおうようりょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう
第1条 この要領（以下「対応要領」という）は、障害を理由とする差別の解消の

すいしん かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう いか ほう だい じょうだい こう きてい
推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定

もと しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん れいわ ねん
に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年

がつ にちかくぎけつてい いか きほんほうしん そく ほうだい じょう きてい じこう
3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項

かん どくりつぎょうせいほうじんのうちくさんぎょうしんこうきこう いか きこう やくいんおよ しょくいん
に関し、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の役員及び職員

りんじしょくいんおよ はけんしょくいん ふくむ いか やくしょくいん てきせつ たいおう
（臨時職員及び派遣職員を含む。以下「役職員」という。）が適切に対応するた

ひつよう じこう さだ
めに必要な事項を定めるものとする。

ふとう さべつてきとりあつか кинし
(不当な差別的取扱いの禁止)

だい じょう やくしょくいん ほうだい じょうだい こう きてい もと じ むまた じぎょう おこな あ
第2条 役職員は、法第7条第1項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当

しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はつたつしょうがいおよ こうじのうき のうしょうがい
たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を

ふく た しんしん きのう しょうがい なんびょうとう きいん しょうがい ふく
含む。）その他の心身の機能の障害（難病等により起因する障害を含む。）をい

いかおな りゆう しょうがいしゃ しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょう
う。以下同じ。）を理由として障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常

せいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい いかおな
生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。）でな

い者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、役職員は、別紙第1から第3までに定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）。

（合理的配慮の提供）

第3条 役職員は、法第7条第2項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。なお、役職員は、別紙第4から第6までに定める留意事項に留意するものとする。

（監督者の責務）

第4条 役職員のうち、独立行政法人農畜産業振興機構組織規程第6条に規定する部長及び室長以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- （1）日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を

ふか
深めさせること。

(2) しょうがいしゃとう ふとう さべつてきとりあつか また ごうりてきはいりよ ふていきょう たい そうだんまた
障害者等から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談又は
くじょう もうしでとう ばあい じんそく じょうきょう かくにん
苦情の申出等があった場合には、迅速に状況を確認すること。

(3) ごうりてきはいりよ ひつようせい かくにん ばあい かんとく しょくいん たい ごうりてきはいりよ
合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の
ていきょう てきせつ おこな しどう
提供を適切に行うよう指導すること。

2 かんとくしゃ しょうがい りゆう さべつ かん もんだい しょう ばあい じんそく てきせつ
監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切
たいしよ
に対処しなければならない。

ちようかいしょぶんとう
(懲戒処分等)

だい じょう しょくいん しょうがいしゃ たい ふとう さべつてきとりあつか また かじゅう ふたん
第5条 職員が障害者に対し、不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がない
にもかかわらずごうりてきはいりよ ふていきょう く かえ ばあい たいようとう
合理的配慮の不提供を繰り返す場合には、その態様等によっては、
しょくむじょう ぎ む いはん また しょくむ おこた ばあいとう がいとう ちようかいしょぶんとう ふ
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付され
ることがある。

そうだんたいせい せいび
(相談体制の整備)

だい じょう しょくいん しょうがい りゆう さべつ かん しょうがいしゃおよ かぞく
第6条 その職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その
た かんけいしゃ そうだんとう てきかく たいおう そうだんまどぐち どりつぎょうせいほうじんのうちく
他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口を、独立行政法人農畜
さんぎょうしんこうきこうこうえきつうほうしゃほ ご かん とりあつかい きていだい じょう きてい こうえきつうほううけつけ
産業振興機構公益通報者保護に関する取扱い規程第3条に規定する公益通報受け
・ 相談まどぐち お
相談窓口に置く。

2 そうだんとう う ばあい せいべつ ねんれい じょうたいどう はいりよ たいめん
相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、
でんわ でんし くわ しょうがいしゃ はか さい ひつよう
電話、ファックス、電子メールに加え、障害者がコミュニケーションを図る際に必要
たよう しゅだん かのう はんい ようい たいおう
となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口^{だい こう そうだんまどぐち}に寄せられた相談等^よは、相談者^{そうだんとう}のプライバシー^{そうだんしゃ}に配慮^{はいりよ}しつつ関係者間^{かんけいしゃかん}で情報共有^{じょうほうきょうゆう}を図り^{はか}、以後^いの相談等^{ご そうだんとう}において活用^{かつよう}することとする。

4 第1項の相談窓口^{だい こう そうだんまどぐち}は、必要^{ひつよう}に応じ^{おうじ}、充実^{じゅうじつ}を図るよう努め^{はか}るものとする。

けんしゅう けいはつ
(研修・啓発)

第7条 機構^{だい じょう きこう}は、障害^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}の解消^{かいしょう}の推進^{すいしん}を図るため^{はか}、役職員^{やくしょくいん}に対し^{たい}、法^{ほう}や基本方針等^{きほんほうしんとう}の周知^{しゅうち}や、障害者^{しょうがいしゃ}から話^{はなし}を聞く機会^{きかい}を設けるなど必要^{ひつよう}な研修・啓発^{けんしゅう}を行うものとする。

2 新たに役職員^{あら やくしょくいん}となった者^{もの}に対しては^{たい}、障害^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}の解消^{かいしょう}に関する基^{かん}本的な事項^きについて理解^{りかい}させるために^き、また、新たに監督者^{あら かんとくしゃ}となった職員^{しょくいん}に対しては^{たい}、障害^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}の解消等^{かいしょうとう}に関し求め^{かん}られる役割^{もと}について理解^{りかい}させるために^き、それぞれ、研修^{けんしゅう}を行うものとする。

3 前項^{ぜんこう}の研修^{けんしゅう}の内容^{ないよう}、回数等^{かいすうとう}の詳細^{しょうさい}は、総務部人事課^{そうむぶじんじか}が定め^{さだ}める。

4 役職員^{やくしょくいん}に対し^{たい}、障害^{しょうがい}の特性^{とくせい}を理解^{りかい}させるとともに^き、性別^{せいべつ}や年齢等^{ねんれいとう}にも配慮^{はいりよ}しつつ障害者^{しょうがいしゃ}へ適切^{てきせつ}に対応^{たいおう}するために必要^{ひつよう}なマニュアル^{かつようとう}の活用等^{いしき}により^{けいはつ}、意識^{いしき}の啓発^{けいはつ}を図^{はか}るものとする。

ふ そく
附 則

この対応要領^{たいおうようりょう}は、平成28年4月1日^{へいせい ねん がつ にち}から施行^{せこう}する。

ふ そく れいわ ねん がつ にちづけ のうちくきだい ごう
附 則 (令和6年1月25日付5農畜機第6780号)

せこうきじつ
(施行期日)

この要領^{ようりょう}の改正^{かいせい}は、令和6年4月1日^{れいわ ねん がつ にち}から施行^{せこう}する。